

自閉症スペクトラム障害（ASD）と刑事責任能力

【文 献 種 別】 判決／長野地方裁判所松本支部
【裁判年月日】 令和 2 年 8 月 31 日
【事 件 番 号】 平成 30 年（わ）第 170 号
【事 件 名】 殺人被告事件
【裁 判 結 果】 無罪
【参 照 法 令】 刑法 39 条・199 条、刑事訴訟法 336 条
【掲 載 誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25566799

立正大学教授 友田博之

事実の概要

生来的に軽度から中等度の自閉症スペクトラム障害を保持しており、おとなしく内向的な性格の被告人は、被害者となった母親と 30 年以上にわたり二人きりで自閉的な生活を送っていたが、83 歳になった母親が猛暑で体調を悪化させたため、自宅に冷房設備を設置する間、母親を妹らの家に順次預けた。ところが約 1 か月後に帰宅した母親は、より介護が必要な状態になっていた。

犯行の 4 日前には、母親が息苦しさを訴えて救急搬送されたが、特に異常はなく帰宅した。その翌日には、今度は被告人が通常よりも多量の睡眠薬を服用して意識もうろう状態となり、母親から事情を聞いた民生委員の 119 番通報で救急搬送されたが、こちらも別条はなかった。帰宅後、被告人は民生委員等から母親の介護サービスの説明を受け、必要な申請書類の作成を行った。

その 2 日後、突然被告人は母親に、「もう終わりにしようよ」と告げると、「まだ生きたいよ」と言って逃げ出す母親を追いかけて捕まえ、母親のはいていたパジャマのズボンで頸部を締めつけて殺害した。行為後、被告人は母親の服装を整えて寝床に安置したが、妹からの安否確認の電話には一切応答しなかった。

公判で被告人は、犯行当日までは母親の殺害など考えもしなかったが、その日の朝に突然、母親を殺害しなければという考えが、頭の右の方から

入ってきたと述べた。起訴後の精神鑑定では、①被告人には自閉症スペクトラム障害のほか、ストレス状況下で急激に発症した短期精神病性障害が認められ、その程度は中等度から重度であった。②反社会的な行動が全くなく、長期間にわたり被害者との二人暮らしを問題なく行っていたことから受ける被告人の印象と、本件犯行との間には明らかな人格異質性や不合理性が認められる。③短期精神病性障害の影響による、母親を殺害しなければという妄想を含む思考や情動の混乱、中等度から重度の精神病症状は、被告人の思考や行動を支配するほど強固で確信的なものであり、被告人を心理的視野狭窄状態に陥らせ犯行に至った、とされた。これに対し検察官は、本件犯行の動機や犯行の前後の一連の行動が了解可能であることや、犯行時の記憶が相当程度あることを理由として心神耗弱にとどまるとし、懲役 6 年を求刑した。

判決の要旨

長野地裁松本支部は、本件鑑定人の鑑定歴等や診断手法に問題はなく、当該精神鑑定は十分に信頼できるとしたうえで、被告人は本件犯行時、短期精神病性障害の圧倒的な影響により、事理弁識能力または行動制御能力が失われた状態にあったと考えるのが自然であることなどから、心神喪失状態にあったのではないかとの合理的な疑いが残るとして、無罪を言い渡した。

判例の解説

一 自閉症スペクトラム障害（ASD）と 広汎性発達障害（PDD）について

1 現在わが国でも用いられているアメリカ精神医学会による診断基準である DSM- V（2013）によれば、自閉症スペクトラム障害（以下、ASD）とは、社会的コミュニケーションおよび対人相互性反応の障害、興味の限局や常同的・反復的行動を主徴とし、乳幼児期に発現する精神発達の障害（神経発達症）である¹⁾。従来 ASD は、自閉症やアスペルガー障害などを下位分類として含んだ概念である「広汎性発達障害」（以下、PDD）とされていたが、DSM- Vでは、重度の自閉症や高機能自閉症、さらにはアスペルガー障害との明確な境界性を持たない「スペクトラム」（本質的な違いではなく、自閉症傾向に濃淡があるに過ぎない連続体²⁾）として多元的にとらえられることになった³⁾。

精神医学的観点からの ASD が刑事責任能力に与える影響については、未だ定見は存在しないものの、現状では以下のようにまとめることができる。①是非弁識能力については、妄想性障害のような具体化した認知の歪みが直接事件に関係する場合であっても、妄想に支配されているような状況がなければ、直ちに心神喪失や心神耗弱は認められない。また、非言語的コミュニケーション能力や想像力の欠如が事件に関係していたとしても、それだけでは「著しい」障害があったとはいえない⁴⁾。②行動制御能力については、事件時の状況の急変や不測の事態によって混乱をきたし、過剰な攻撃行動によって事件が拡大したような場合にはその障害の関与を検討するが、事前に武器の準備や被害者の選定などが行われた場合には、自由意思で実行を選択したとみうる。また、ASD の強迫的で限局したこだわりなどの特性が行動制御能力に影響したといえる場合もある⁵⁾。

2 DSM- V以前、および ICD-10 では現在でも、PDD という概念が用いられている。この ASD ≡ PDD という関係から、従来の裁判例では、被告人の診断名が「特定不能型広汎性発達障害」とされていても、実質的には ASD について検討され

ているため、以下では PDD についても概説する。PDD の基本障害は、「対人相互的反応」に生まれつきの困難を有することであり、社会性・共感性の欠如、関心の著しい偏り、思考・行動様式へのこだわりなどであるが、それらは刑事事件にも影響を与える。すなわち、怨恨や嫉妬といった了解可能な動機ではないものから出発し⁶⁾、計画から実行に至るまでの思考過程は独特かつ非現実的で柔軟性を欠いており、精神病的妄想が存在する場合もある。また、事件に少なからず影響するものとして、背景にある環境要因や直接動因としてのストレス因子がある⁷⁾。その犯行形態は、犯罪だと認識しつつも独自の理論に基づいてそれを正当化し実行する計画実行型、不測の事態に混乱し理性を欠いた状態で他害行為に及ぶパニック型、計画実行の過程で不測の事態に混乱して他害行為を行ってしまう混合型とに分けられる⁸⁾。パニック症状は基本障害と並ぶ広汎性発達障害の重要な特徴であるが、状況に誘発されて突然混乱状態に陥る点に特色があり、不安障害の一種であるパニック障害とはその点で異なる⁹⁾。

二 ASD が検討された近時の裁判例

本件以外に ASD の刑事責任能力への影響を認めた近時の裁判例としては、以下のものがある。①鹿児島地判令 2・6・25（裁判所ウェブサイト、LEX/DB25566505）：ASD による妄想性障害等の影響で、6 歳の孫を殺害しようとして加療約 1 か月の多発刺傷を負わせた被告人に対し、心神耗弱を認めて懲役 3 年執行猶予 5 年（求刑懲役 5 年）とした。本事案は、家族間に生じたコンフリクトに起因する点で本件と共通する¹⁰⁾。これに対して、家族以外の第三者が被害者となった事案で、完全責任能力とされたが、ASD の影響を量刑上考慮したものとして以下の裁判例がある。②富山地判令 3・3・5（LEX/DB25569345）：強い相手と闘って自己の戦闘力を確認するという稚拙で了解不可能な動機から、突発的に交番を襲撃し、警察官 1 名を殺害したうえその拳銃を奪取した後、警察官と誤認した警備員 1 名を射殺したなどとして死刑を求刑された被告人に対し、幻覚や妄想による支配がないことから完全責任能力としたが、犯行の動機形成や重大犯罪の実行に対する心理的ハー

ドルを低下させたという点で、「本件各犯行に対する非難可能性の面での ASD の影響」を量刑上考慮して、無期懲役（求刑死刑）とした。本事案では、ASD の一次障害（先天的体質）と二次障害（対人関係上のトラブル等に起因する様々な傷つき体験により、フラッシュバック的に生じる精神的不調）とに分けて検討がなされたが、本件被告人は一次障害が比較的軽く、ASD と気づかれずに適切な療育を受けられなかったために、怒りや不安等の感情を蓄積して二次障害を重症化させた結果、全く怨みもない警察官を襲うという突発的犯行に至ったものとされた。③千葉地判平 30・6・27（LEX/DB25560880）：自閉症スペクトラム傾向および回避性パーソナリティ障害の傾向を有する被告人が、誰でもよいから殺害して刑務所に行こうと考え、アルバイト先であった塾の上司の頸部を包丁で突き刺したという殺人未遂被告事件で、完全責任能力を認めつつ、同傾向の影響下で過度に強いと感じたストレスに対処できずに、心理的な視野狭窄状態に陥って犯行を行った点を量刑上考慮して、懲役 4 年 6 月（求刑懲役 8 年）とした¹¹⁾。④徳島地判平 31・3・22（LEX/DB25562940）：祖母の財布から金銭を抜き取ったことを咎められたこと等に立腹し、祖母の居宅に火をつけて全焼させた被告人に対し、完全責任能力を認めつつ、ASD の行動制御能力へのある程度の影響を認めて懲役 5 年（求刑懲役 10 年）とした¹²⁾。

三 本件へのあてはめ

本件は、母親の要介護度が上昇してから犯行までに間がないため、近年増加している介護疲れの末の殺人という類型ではないが、ASD ≡ PDD を前提とするとパニック型に分類される。また、PDD が責任能力に影響する場合に検討される環境要因としては、30 年余りにわたり母親と二人きりの生活を続け相互依存関係にあったという事実が、パニック状態を誘発した直近のストレス因子としては、母親の要介護度の上昇と相次ぐ救急搬送、民生委員らとの接触がそれにあたる。

次に、検察側が問題とした犯行時の清明な記憶であるが、そもそも ASD には意識障害や幻覚妄想が基本的にはみられないため、犯行時には通常の知覚・思考力・記憶などの認知機能が保たれ、

完全責任能力であったかにみえる。しかしその行動を詳細に検討すると事理弁識が破綻している場合があり、それが「何らかの状況により追いつめられて反応性に生じた不合理な行動なのか、“平常”な心理状態において ASD の基本障害（とりわけ社会性の障害）の影響下でとられた“合理的な”行動なのかを鑑別」¹³⁾ する必要がある。本件は後者に該当するが、さらに、「事件の動機については一応説明できたとしても、一般には了解し難い奇妙なロジックが認められることが多い。そして、まさにこの部分に ASD という障害（すなわち本人に帰責できない問題）が直接的に関与しているにもかかわらず、従来の責任能力鑑定で考慮の対象とされてきた知的障害、意識障害、あるいは幻覚妄想はなく、“冷静に”“計画的に”犯行が実施されているようにみえるため、犯行に障害の関与がなかったかのような司法判断がなされやすい」¹⁴⁾ ことに留意する必要がある。さらに PDD についてはあるが、「(定型発達者よりも) 知覚およびそれに基づく記憶が保たれている場合が多いように思われる」ために、「局地的に認知が可能であったことを理由に、判断能力（とりわけ社会的判断）が保たれていると即断されやすい」との指摘もある¹⁵⁾。また行動制御能力についても、ASD には独自の混乱状態へ突発的に陥る傾向があり、その混乱状態は自閉症にみられるてんかん発作のような激しい形態から、より自閉性が軽度の ASD に多い、一瞬思考がフリーズするような形態まで幅広くあるため、パニックの関与や程度を見極めるのに困難が伴うとされる¹⁶⁾。

以上をもとに本件を検討すると、長年にわたる相互依存関係という環境要因の下で、母親の要介護度が上がったことで、自力ではもはやそれを維持できないと思いつめて混乱状態に陥り、短期精神障害の圧倒的な影響下で突発的に、かつ人格異質的に犯行に及んだといえ、心神喪失を認めた判決は妥当である¹⁷⁾。なお、本判決が裁判員裁判によるものであった点も、積極的に評価すべきである¹⁸⁾。

●——注

- 1) 傳田健三「自閉スペクトラム症 (ASD) の特性理解」
心身医学 57 巻 1 号 (2017 年) 19 頁。

- 2) 中野育子「発達障害の診断と対応」浜井浩一＝村井敏邦編著『発達障害と司法』（現代人文社、2010年）48頁。
- 3) 傳田・前掲注1）20頁によれば、DSM-Vからは、従来のカテゴリー診断からディメンション診断へと大きく方向転換したとされる。なお、ASDを含む自閉症は、その最初期には Kanner や Asperger によって、自閉的精神病質または児童精神分裂病の一種として紹介され、育て方や家庭環境の影響で起こる後天的な精神疾患ではないかと考えられていたが、現在では、先天的な脳の機能障害に起因する障害であると一般的に解されている。永浜明子『「間」に生起する自閉症スペクトラム』（大阪大学出版会、2020年）49頁、69頁以下。心理学的な観点から、ASDの治療には、患者との根気強い対話により真意を把握することが重要だとするものとして、同80頁以下、240頁以下。
- 4) 岡田幸之「刑事責任能力再考——操作的診断と可知論的判断の適用の実際」精神神経学雑誌 107 巻（2005年）920頁以下。これに対し、ASD固有の特性により、「社会的感覚に裏打ちされた広義の」是非弁識能力が障害されていたとする見解もあるが（十一元三＝崎濱盛三「アスペルガー障害の司法事例」精神神経学雑誌 104 巻（2002年）561頁以下）、規範的観点から、かかる広義の是非弁識能力の刑事責任能力への影響が認められるかは別途問題となる。
- 5) 村杉謙二「自閉症スペクトラム障害」五十嵐慎人＝岡田幸之編『刑事精神鑑定ハンドブック』（中山書店、2019年）259頁以下。
- 6) 十一元三「広汎性発達障害の責任能力と神経学的所見との関係に関する考察」日本生物的精神医学会誌 21 巻 2号（2010年）133頁。
- 7) 中島公博「精神遅滞・発達障害と責任能力」札幌地方裁判所刑事鑑定研究会平成 26 年 3 月 5 日（<http://goryokai.com/files/libs/1084/202002211011322794.pdf>（2021年12月8日閲覧））12頁、13頁。なお、ASDの被告人の言葉を表層的にとらえて、「反省がない」「謝罪がない」とするのは誤りで、その表現方法は通常期待されるものとはかけ離れていることから、その真意を引き出すようなアプローチが必要であるとされる。安藤久美子「精神鑑定において『発達障害』の診断が果たす意義と役割」司法精神医学 16 巻 1 号（2021年）51頁。
- 8) 中島・前掲注7）12頁。
- 9) 十一・前掲注6）134頁。
- 10) 本件と同様に、家庭内のコンフリクトに起因する殺人未遂被告事件で心神喪失とされたものとして、統合失調症に患っていた被告人が、長女からのDVに耐え切れず、背後からその腰背部を出刃包丁で刺したが、加療10日程度の刺創を負わせるにとどまったという広島高判令2・9・1（LEX/DB25566805）があるが、統合失調症に長年患っていた点と、憤怒という強壮性情動が動機となった点で、ストレスという脆弱性情動が問題となった本件とは異なる。
- 11) 本件では、完全責任能力ありとする簡易鑑定が出ていたことなどから、弁護人はあえて責任能力については争わず、専ら ASD の影響の量刑での配慮を訴えるという訴訟戦略をとった。岡慎一「自閉症スペクトラム傾向等の影響について行為責任を軽減する事情として評価された事例」刑弁・無罪判決要旨 97 号（2019年）182頁。なお、ASD の影響を量刑上も認めなかった近時の裁判例として、名古屋高金沢支判令2・7・7（LEX/DB25566501）。
- 12) なお、PDD の刑事責任能力が問題となった従来の裁判例で心神耗弱を認めたものとしては、PDD の特性の一つである強迫的傾向等の影響下にあった被告人が、6か月間に無関係の者二人に対し殺意を持って切りつけたという殺人未遂被告事件において、攻撃的衝動の影響により行動抑止能力が著しく減退していた疑いがあるとして、懲役3年10月（原審懲役5年）とした東京高判令19・5・29 東高時報 58 巻 32 頁がある。その他の従来の裁判例については、浅田和茂「刑事責任能力と発達障害」前掲注2）書136頁以下、緒方あゆみ「発達障害者の刑事責任能力と量刑判断」中京ロー19 巻（2013年）4頁。
- 13) 十一元三「司法領域における発達障害の問題からみた児童精神医学のキャリアオーバー」精神神経学雑誌 116 巻（2014年）599頁。
- 14) 十一・前掲注13）600頁。
- 15) 十一・前掲注6）135頁。
- 16) 十一・前掲注13）600頁。
- 17) なお、DV被害者であった被告人が、寝ている夫を衝動的にワインの瓶で殴り殺害した後、遺体をバラバラにして遺棄したという事案で、行為当時の意識混濁と幻視については認めつつ、それらは一過性の生理現象に過ぎず短期精神病性障害は存在しなかったとして懲役15年を言い渡したものとして、東京高判令22・6・22 判タ1357号234頁、林美月子「情動行為と意識障害」立教ロー9号（2016年）132頁以下。
- 18) 浅田・前掲注12）142頁。